

高砂市スポーツ推進計画（素案）

平成25年12月

目次

第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本計画における「スポーツ」
- 3 計画の意義
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 計画の期間

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

- 1 子どものスポーツ
- 2 成人のスポーツ
- 3 高齢者のスポーツ
- 4 スポーツに関する情報

第3章 高砂市のスポーツ推進の目指す姿

- 1 基本理念
- 2 10年後の目標

第4章 目標を達成するための重点的な取り組み

- 【基本施策1】 生涯スポーツの推進
- 【基本施策2】 地域スポーツの推進
- 【基本施策3】 場所の整備

第5章 市民が一体となった計画の総合的推進

高砂市スポーツ推進計画（素案）

平成25年12月

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

高砂市総合計画において、「すべての市民が様々なスポーツ活動に参加し、生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるよう、地域における身近な施設を拠点としたスポーツクラブの育成に努め、拡充を図る。」ことを定めています。

各種スポーツ教室、競技会などを開催するほか、市民だれもが、気軽に、スポーツに親しみ、楽しむことのできる「スポーツ・レクリエーション活動の推進」に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

高砂市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、高砂市が目指す生涯スポーツ社会を実現するための目標と道筋を示す計画として策定しています。

2 本計画における「スポーツ」

本計画では、スポーツをより身近なものと感じていただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康の維持増進のためのウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして扱います。

3 計画の意義

(1) 計画の位置づけ

① スポーツ基本法及びスポーツ基本計画

平成23年6月、制定後50年が経過したスポーツ振興法が見直され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

また、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、国のスポーツの推進に関する基本的な計画として「スポーツ基本計画」が策定されました。スポーツ基本法第10条では、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとしています。

② 高砂市の計画

本計画は、国のスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」に掲げられている「生涯スポーツ社会」の実現を踏まえ、「高砂市総合計画」に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するものとして位置づけています。

(2) 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間としています。ただし、計画期間中に社会情勢の大きな変化などが起きた場合には、必要な調整を図っていきます。

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1 子どものスポーツ

近年の都市化や情報化などの社会環境の変化に伴い、テレビゲームなど室内遊びの増加や屋外での遊び場の減少など子どもたちの生活環境に大きな変化が生じています。そのため、外遊びを奨励し、スポーツの楽しさ、重要性を啓発することで、子どものスポーツに関する関心、意欲を高めるとともに、学校だけでなく地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりが必要です。

2 成人のスポーツ

市民のスポーツへの関心や意欲は高いものの、継続的に実施するまでには至っていません。その理由として時間がないこともあります。市民が継続的にスポーツに親しむようになるためには、個々のライフスタイルに応じた施設の利用方法と多様な参加機会が必要です。

3 高齢者のスポーツ

ウォーキングやグラウンドゴルフなどを楽しむ高齢者が増えています。これからは、スポーツの持つ健康や体力づくりの効果を活かすだけでなく、スポーツが、多様な活動を通じた交流の場として、生きがいづくりにつながる必要があります。

4 スポーツに関する情報

市民のスポーツへの参加意欲を促進するためには、公共スポーツ施設に関するだけでなく、幅広いスポーツ関連情報の提供やインターネットの活用により容易に情報が入手できる環境づくりが必要です。

第3章 高砂市のスポーツ推進の目指す姿

スポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、今後10年間の高砂市のスポーツを推進していくための基本理念、10年後に達成しているべき目標を定めます。

1 基本理念

市民が生涯を通じ、身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現

2 10年後の目標

「
」

を目指します。

第4章 目標を達成するための重点的な取り組み

第3章で示した「10年後の目標」を達成するため、様々な取り組みを行っていく中で、以下の3つを特に重要な取り組みとし、本計画の柱として取り組んでいきます。

【基本施策1】 生涯スポーツの推進

(子どもから高齢者、また障害があっても、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごしていける社会をつくっていきます。)

スポーツをする理由は、競技スポーツでの記録向上のため、健康の保持増進のためなど、人それぞれ違っています。また、年代や、学生、子育て中、仕事が忙しいなど、その時の生活環境、障害の種類及び程度などの身体状況によっても、スポーツとのかかわり方は変わってきます。

こうした、それぞれのライフステージや身体状況などに応じたスポーツ推進施策を展開していくとともに、スポーツ指導者などのスポーツを支える力の育成や支援をしていくことで、だれもが、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむことができる環境をつくっていきます。

【基本施策 2】 地域スポーツの推進

(身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくとともに、スポーツが地域を活性化し、地域の絆の再生に寄与するような施策を展開していきます。)

身近な場所で、いつでもスポーツができる環境として、地域住民が主体となった「地域スポーツ」が大きな役割を担っています。地域でスポーツ活動をするスポーツクラブ 21、高砂市スポーツ推進委員会、高砂市スポーツ少年団、高砂市体育協会、各種目協会など様々な団体が、協力して地域スポーツの推進を図り、地域と地域、人と人の交流を生むことで、スポーツによる地域の活性化を図っていきます。

【基本施策 3】 場所の整備

(健康づくりのための運動から競技スポーツまで、多様化するスポーツニーズに対応できるスポーツの場所の整備や確保を行っていきます。)

生活の中にスポーツを定着させるためには、気軽に利用できるスポーツ施設の充実が欠かせません。そのため、既存施設の有効活用の促進、学校や企業の協力による使用施設の拡充など環境の整備を進めていきます。

第 5 章 市民が一体となった計画の総合的推進

本計画に掲げた各施策の推進は、行政のみならず、市民はもちろんのこと、学校、医療機関、スポーツ団体、民間企業など、多様な主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これらの関係機関や団体の役割分担のもと、協働、連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、高砂市のスポーツを推進していきます。